

別表 1 (第 5 条関係) 事業別補助対象経費

事業区分		補助対象経費		補助率	補助金の額
		経費区分	内容		
振興事業	① 従事者後継者育成	研修講師謝金	講師謝金	1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（伝統的工芸品指定候補団体及び国の伝統的工芸品産業支援補助金の交付の対象とならない団体が実施する場合は、その他知事が特に必要と認める経費を除く経費は定額とする。）（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
		研修講師旅費	講師旅費		
		研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修に係る経費に限る。）		
		研修教材等諸費	テキスト代（資料作成・印刷費、資料コピー費及び教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具及び用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む。）、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料その他知事が特に必要と認める経費		
	② 若年層等後継者創出育成	研修講師謝金	講師謝金	1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
		研修講師旅費	講師旅費		
		職員旅費	事務局員打合せ旅費		
		研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修に係る経費に限る。）		
		実習・指導費等	実施要項作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具及び用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む。）、機器・道具類借料、車両借上費（複数の実習会場間を移動する必要がある場合に限る。）、アルバイト賃金、保険料並びに報告書作成費		
		広報費	募集案内・ポスターの作成費又は外注費及び発送費		

事業区分		補 助 対 象 経 費		補助率	補助金の額
		経費区分	内容		
	技術・保存法の事業記録	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費及び会議費	1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
		資料収集費	文献等購入費、作品購入費及び文献等借料		
		記録メディア等、記録文献作成費	専門家謝金、印刷製本費、記録メディア等・記録文献作成費及び外注費		
	対原材料事業確保	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費及び会議費	1/4 以内	
		研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費及び会議費		
		原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析費、調査費及び外注費		
	需要開拓事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費及び会議費	1/4 以内	
		展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費及び翻訳費		
		展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を実施する場合の出演者に対する謝金及び旅費並びに原材料費		
		展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、報告書作成費及び翻訳費		
	意匠開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費及び会議費	1/4 以内	
		意匠開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家外注費（デザイン費等）、専門家旅費及び新商品試作費		
求評会開催等事業費		出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷広報費（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、開催要領、案内状作成費、発送費、掲載費等）、外注費、アルバイト賃金及び保険料			
求評会等成果検討費		検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、報告書作成費及び翻訳費			

事業区分		補 助 対 象 経 費		補助率	補助金の額
		経費区分	内容		
共同振興事業	需要開拓等共同展開事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費及び会議費	1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
		展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信運搬費、印刷広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費及び翻訳費		
		展示会開催等事業費	出展旅費、会議費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費及び原材料費		
		展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、報告書作成費及び翻訳費		
	新商品共同開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費及び会議費	1/4 以内	
		新商品開発旅費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家外注費（デザイン費等）、専門家旅費及び新商品試作費		
		求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷広報費（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、開催要領、案内状作成費、発送費、掲載費等）、外注費、アルバイト賃金及び保険料		
		求評会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、報告書作成費及び翻訳費		
産地活性化事業	産地活性化事業に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要と認めたもの（組合等の人件費、外国からの招へい旅費及び不動産購入費を除く。）		1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	
	連携活性化事業に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要と認めたもの（組合等の人件費、外国からの招へい旅費及び不動産購入費を除く。）				
連携活性化事業		連携活性化事業に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要と認めたもの（組合等の人件費、外国からの招へい旅費及び不動産購入費を除く。）		1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

事業区分		補助対象経費		補助率	補助金の額
		経費区分	内容		
伝統的工芸品産業振興支援事業	地域人材育成・伝統的工芸品支援事業	講師謝金、講師旅費、研修教材費、資料収集費、印刷・広報費（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、開催要領、案内状、実施要領等作成費、発送費、掲載費等）、通信運搬費、借料及び損料、光熱水料、アルバイト賃金、消耗品費及び報告書作成費		1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
	産地プロデューサー事業	産地プロデューサー事業に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要であると認めたもの（外国からの招へい旅費、不動産購入費を除く。）		1/4 以内	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
伝統的工芸品工房設置支援事業		工房の設置に伴う生産設備・道具の整備に要する次に掲げる経費 (1) 工房の設置に伴い必要となる機械・設備の購入費及び修繕費 (2) 工房の設置に伴い必要となる道具の購入費及び修繕費		1/2 以内	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額と1,000千円とを比較して小さい方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
伝統的工芸品作業集約化・内製化支援事業		分業制による製造作業の集約化及び内製化に係る生産設備・道具の整備に要する次に掲げる経費 (1) 製造作業の集約化及び内製化に伴い必要となる機械・設備の購入費及び修繕費 (2) 製造作業の集約化及び内製化に伴い必要となる道具の購入費及び修繕費		1/2 以内	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額と1,000千円とを比較して小さい方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
伝統的工芸品認知度向上支援事業		県内の学校に向けた体験授業の実施に要する次に掲げる経費 テキスト代（資料作成・印刷費、資料コピー費用及び教材用図書購入費）、体験授業に要する原材料購入費、道具類の購入費及び資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品等を含む。）		1/3 以内	補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じた額と500千円とを比較して小さい方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） ※30千円未満の場合は、補助金を交付しない

事業区分	補助対象経費		補助率	補助金の額
	経費区分	内容		
伝統工芸品生産 道具等整備 支援事業	生産基盤の整備・強化に要する次に掲げる経費 (1) 伝統工芸品産業の生産基盤を支えるために必要となる生産設備の新設、増設、更新、改修に要する経費 (2) 伝統的技術又は技法により製造するための道具の購入費及び修繕費		1/3 以内	補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じた額と500千円とを比較して小さい方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） ※30千円未満の場合は、補助金を交付しない